

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金 Q&A (よくある質問)

質問	回答			
Q1. 従業員名簿の様式は決まっていますか？	従業員数がわかるものであれば様式は問いません。ただし、アルバイト従業員等が含まれている場合は、要領をご確認の上、「常時使用する従業員」に該当するかの有無を記載してください。 ※継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と区分に変更がない場合は、提出を省略することができます。			
Q2. 常時使用する従業員とは？	伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金 実施要領の第4条第2項をご確認ください。			
Q3. 中小企業者と小規模企業者の違いは？	中小企業基本法の定義を基に判断しております。詳しくは下の表を参考にしてください。			
<p style="text-align: center;">業種</p>	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数	
	①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
	②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	
Q4. 対象となる中小企業者と小規模企業者はどう判別すればよいですか？	今回の支援金については、中小企業基本法に定められている中小企業者、小規模企業者を対象しております。 そのため、伊達市原油価格・物価高騰対策支援金で受給対象としていた、社会福祉法人や医療法人、特定非営利活動法人、学校法人等は本支援金の対象となりません。 ※本支援金が対象外でも伊達市社会福祉施設等物価高騰対策支援金に該当する場合もございますのでそちらをご確認ください。 ※下記のURLサイト内のQ6をご参照ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#g4			

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金 Q & A (よくある質問)

質問	回答
<p>Q5. 伊達市原油価格・物価高騰対策支援金を受給したが、本支援金は対象となるのか？</p>	<p>受給要件を満たせば申請は可能ですが、上記Q4でも記載したとおり、社会福祉法人や医療法人等は受給していたとしても、本支援金の対象とならない他、農林漁業や伊達市公の施設の指定管理者、伊達市社会福祉施設等物価高騰対策支援金に該当する事業所は本支援金の対象となりません。 ※手引きの「2. 対象事業者」をご覧ください。</p>
<p>Q6. 市内に事業所があることがわかる書類とはどういうものですか？</p>	<p>事業所の写真(チラシやホームページの写しでも可)等、営業活動を行っていることがわかるものを提出してください。</p>
<p>Q7. 創業後間もないため、確定申告書を提出できない場合はどうしたら良いですか？</p>	<p>個人事業の開業・廃業等届出書の写しを提出してください。 ※ただし、事業開始日が令和5年9月1日以前で、收受印、受信通知のいずれかがあるもの。</p>
<p>Q8. 法人成りして間もないため、法人の確定申告書が提出できない場合はどうしたら良いですか？</p>	<p>法人成り後、確定申告時期を迎えておらず確定申告書がない場合は、法人設立届出書の写しを提出してください。 ※收受印、受信通知のいずれかがあるもの。</p>
<p>Q9. 市内に3店舗以上あるが、その場合、全ての店舗の確認書類が必要ですか？</p>	<p>2店舗以上実在する場合は、申請書に記載した店舗分のみ提出してください。</p>
<p>Q10. 継続支援関係とはなんですか？</p>	<p>伊達商工会議所会員(特別会員を含む)、又は壮瞥町商工会会員のことをいいます。 ※伊達商工会議所以外の組合等(伊達青色申告会や伊達飲食店組合、法人会など)のみに入会されている方は伊達商工会議所の会員ではございませんのでご注意ください。</p>
<p>Q11. 伊達市原油価格・物価高騰対策支援金を受給したが、省略できる書類はありますか？</p>	<p>継続支援関係であり、内容に変更がなければ下記の書類を省略することができます。 ・通帳の写し ・従業員名簿等の写し(中小企業者に該当する場合のみ) ・浴場面積の写し(一般公衆浴場申請者のみ) ・2店舗以上あることが確認できる書類(加算額申請者のみ)</p>
<p>Q12. 店舗を構えて事業はしていないのですが、支援金の対象となりますか？</p>	<p>基本的に店舗等を構えて事業をしている方のみ対象です。 居住専用住宅の一部を事業所として使用している場合は本支援金の対象外です。 ※ただし、事業所の看板を掲げ、住宅兼事業所とわかる書類等(写真や決算書等で内容が確認できるもの)があれば対象となる場合があります。</p>